一般財団法人 神奈川県建築安全協会

確認検査業務約款

神建安総第124号 平成12年 6月21日制定

平成16年 4月 1日改正

平成17年10月 1日改正

平成19年 6月20日改正

平成21年 4月 1日改正

平成22年 4月 1日改正

平成22年10月 1日改正

平成23年 6月15日改正

平成24年 1月 5日改正

平成25年 2月 1日改正

平成25年 6月 1日改正

平成27年 6月 1日改正

平成30年10月1日改正 令和 4年 9月26日改正

令和 5年 9月19日改正

平成18年 6月 1日改正

平成19年 9月10日改正

平成21年10月 1日改正

平成22年 6月 1日改正

平成23年 4月 1日改正

平成23年10月 1日改正

平成24年 4月 1日改正

平成25年 4月 1日改正

平成26年 2月28日改正

平成28年 6月24日改正

令和 3年 8月17日改正

令和 5年 7月 1日改正

(総則)

第1条 この約款は、一般財団法人神奈川県建築安全協会(以下「乙」という。)が、建築主、設置者又は築造主(以下「甲」という。)から受託した確認検査の業務を建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する建築基準関係規定(以下「建築基準関係規定」という。)及び一般財団法人神奈川県建築安全協会確認検査業務規程(以下「業務規程」という。)の定めるところにより公正かつ適確に実施するため、業務規程第58条に基づき、甲及び乙が遵守すべき事項を定めるものである。

なお、この約款に定めのない用語の意義及び書面の様式は、建築基準関係規定及び業務 規程の例によるものとする。

(責務)

- 第2条 甲及び乙は、建築基準関係規定を遵守し、甲から乙に申請のあった確認検査の業務 に関して、この約款及び業務規程に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」 という。)を履行する。
- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、業務規程第18条に規定する業務を次条 に規定する日までに行わなければならない。

- 3 乙は業務規程第16条に規定する確認検査の業務を行う時間(以下、「業務時間」という。)内に、甲からの電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は速やかに、業務時間外に到達した場合は、その翌業務日からそれぞれ業務を開始する。
- 4 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、業務規程第17条第1項に掲げる事務所と する。
- 5 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じ なければならない。
- 6 甲は、乙への確認検査の業務に係る申請書及び添付図書には事実を記載しなければな らない。
- 7 甲は、別に定める一般財団法人神奈川県建築安全協会確認検査業務手数料規程(以下「手数料規程」という。)に基づき算定された手数料を契約後、速やかに乙に支払わなければならない。
- 8 甲は、乙の請求があった場合においては、乙の確認検査の業務の実施に必要な範囲内 において、対象建築物等(業務規程第18条に規定する業務の対象をいう。以下同じ。) の計画及び施工方法その他の情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 9 甲は、乙が確認検査の業務を実施する場合においては、この契約に係る対象建築物等 又はその工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を安全に行うことができるよ うに協力しなければならない。
- 10 甲は、乙が中間検査、完了検査又は仮使用認定の検査を実施する場合には、対象建築 物等の工事監理者等を当該検査の実施場所に立ち会わせなければならない。
- 11 甲は、乙の確認検査の業務において、乙から甲に対し対象建築物等の確認検査に係る 図書について不備や不明確な点等の補正又は追加説明を求められ、又は乙の完了検査業 務において期限を定めて追加説明書の提出を求められたときは、速やかに必要な措置を とらなければならない。

(確認検査業務の処理期間)

第3条 乙が受託した確認検査の業務の処理期間は、それぞれ次の各号に掲げる業務に応じて当該各号に定めるとおりとする。

(1) 確認審査

- ア 法第6条第1項第1号から第3号に掲げる建築物で、延べ面積が500㎡以内のものにあっては、確認審査を引き受けた日の翌日から21日以内(業務規程第26条で定める変更確認申請の確認審査の場合は14日以内)
- イ 法第6条第1項第1号から第3号に掲げる建築物で、延べ面積が500㎡を超える ものにあっては、確認審査を引き受けた日の翌日から35日以内(業務規程第26条 で定める変更確認申請の確認審査の場合は21日以内)

- ウ 法第6条第1項第4号に掲げる建築物のうち一戸建て住宅にあっては、確認審査を 引き受けた日の翌日から7日以内(確認審査の引き受けが一時的に著しく増加する等 のやむを得ない事由がある場合は14日以内)
- エ 法第6条第1項第4号に掲げる建築物のうち一戸建て住宅以外にあっては、確認 審査を引き受けた日の翌日から14日以内
- オ 昇降機にあっては、確認審査を引き受けた日の翌日から7日以内
- カ 工作物にあっては、確認審査を引き受けた日の翌日から7日以内
- (2) 中間検査 特定工程に係る工事を終えた日又は当該検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から7日以内 (ただし、甲の都合により処理期日までに検査が実施できない場合は、甲乙協議により別に定める日まで。)
- (3) 完了検査 工事が完了した日又は当該検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から7日以内 (ただし、甲の都合により処理期日までに検査が実施できない場合は、 甲乙協議により別に定める日まで。)
- (4) 仮使用認定 認定申請を引き受けた日の翌日から21日以内
- 2 乙は、前項に基づいて算定した当該各期間の末日(以下「処理期日」という。)までに、 第1号にあっては審査を終え、審査結果を通知し、第2号又は第3号にあっては検査を実 施し、第4号にあっては審査及び検査を終え、その結果を通知する。
- 3 第1項第1号ウからカの場合の処理期日の算定にあたっては、業務規程第16条第2 項に掲げる休日は算入しないものとする。

(業務の処理期日の変更)

第4条 甲が、業務規程第22条第2項、第33条第2項、第40条第2項又は第47条第2項において求められた説明又は追加の資料等の提出を遅滞したときその他乙の責に帰することのできない事由により前条で定めた処理期日までに乙が当該業務を完了することができないときは、乙は、甲に対してその理由を明示し、処理期日の変更を求めることができるものとする。この場合において、変更後の処理期日は、甲乙協議して定める。

(審査中の計画の変更)

- 第5条 甲は、確認済証又は仮使用認定通知書の交付前までに甲の都合により対象建築物等 の計画を変更する場合は、速やかに当該申請を取り下げなければならない。
- 2 前項による申請の取り下げ後、当該変更後の対象建築物等の申請を乙に再度提出する 場合は、別件としてこれを行わなければならない。
- 3 第1項の申請の取り下げがなされた場合は、第7条第2項の契約解除があったものとする。

(電子申請)

- 第6条 業務規程第68条第2項ただし書きで定める建築物等は、同第18条第1号に規定する建築物の内、延べ面積が500㎡以内(構造計算適合性判定又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を要するものを除く)の建築物に限るものとする。
- 2 確認済証、中間検査済証及び検査済証については、電子申請による場合であっても書 面で交付する。
- 3 業務規程第68条第1項の規定による電子申請がなされた場合、乙は次に掲げる 各号について、あらかじめ甲乙協議の上で、電子情報処理組織を使用する方法によ り行うことができる。
- (1) 確認済証の交付時における副本の交付方法
- (2) 業務規程第22条第6項第1号の適合しない旨の通知書の交付時における副本 の交付方法

(甲の契約解除権)

- 第7条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に契約解除通知(甲)(第Y-1号様式)をもって通知し、この契約を解除することができる。この場合、甲は、乙に対して手数料の返還(既に支払われているときに限る。)及び契約解除によって生じた損害の賠償を求めることができる。
 - (1) 乙が、正当な理由なく、第3条で定めた処理期日までに当該業務を完了せず、又 その見込みがないとき。
 - (2) 甲に対して交付された確認済証が、乙の故意又は過失が原因で法第6条の2第6 項の規定により効力を失ったとき。
 - (3) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当の期間を定めて催告してもなお是 正されないとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面 をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 甲は、第1項の契約解除によって乙に生じた損害については、その賠償の責めに任じないものとする。

(乙の契約解除権)

- 第8条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に契約解除通知(乙)(第Y-2号様式)をもって通知し、この契約を解除することができる。この場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを返還せず、手数料が支払われていないときは甲にこれの支払いを請求することができる。また、乙は、甲に対して契約解除によって生じた損害の賠償を求めることができる。
 - (1) 甲が、業務規程第22条第2項、第33条第2項、第40条第2項又は第47条 第2項において求められた説明又は追加の資料等を提出しないとき。

- (2) 甲が、正当な理由なく、速やかに手数料を支払わないとき。
- (3) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当の期間を定めて催告してもなお是正されないとき。
- 2 乙は、前項の契約解除によって甲に生じた損害については、その賠償の責めに任じないものとする。

(特定行政庁への通知等)

第9条 乙は、特定行政庁、建築主事又は建築監視員(以下「特定行政庁等」という。)から、 法第12条第5項(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定 に基づき当該申請に係る建築物等の敷地、構造、建築設備若しくは用途又は建築物等に関 する工事の計画若しくは施工の状況に関する報告を求められた場合においては、特定行 政庁等にその報告を行う。

(乙の免責)

第10条 乙は、前条及び第8条第2項の場合のほか、乙の故意又は過失以外の事由により 発生した甲の損害については、その賠償の責めに任じないものとする。

(秘密の保持等)

第11条 乙は、この契約に係る確認検査の業務の上で知り得た甲の秘密及び個人情報を他 に漏らし、又は盗用してはならない。

(その他)

第12条 この約款に定めのない事項及びこの約款の解釈に疑義が生じた事項については、 甲乙協議して別に定めるものとする。

指定確認検査機関

機関名:一般財団法人神奈川県建築安全協会

所在地:横浜市中区元浜町3丁目21番2号(ヘリオス関内ビル)

神奈川県知事指定番号:第1号 指定年月日:平成12年6月21日

附則

- この約款は、平成12年6月21日より施行する。
- この約款は、平成16年 4月 1日より施行する。
- この約款は、平成17年10月 1日より施行する。
- この約款は、平成18年 6月 1日より施行する。
- この約款は、平成19年 6月20日より施行する。

- この約款は、平成19年 9月10日より施行する。
- この約款は、平成21年 4月 1日より施行する。
- この約款は、平成21年10月 1日より施行する。
- この約款は、平成22年 4月 1日より施行する。
- この約款は、平成22年 6月 1日より施行する。
- この約款は、平成22年10月 1日より施行する。
- この約款は、平成23年 4月 1日より施行する。
- この約款は、平成23年 7月 1日より施行する。
- この約款は、平成23年10月 1日より施行する。
- この約款は、平成24年 1月 5日より施行する。
- この約款は、平成24年 4月 1日より施行する。
- この約款は、平成25年2月1日より施行する。
- この約款は、平成25年 4月 1日より施行する。
- この約款は、平成25年 6月 1日より施行する。
- この約款は、平成26年 2月28日より施行する。
- この約款は、平成27年 6月 1日より施行する。
- この約款は、平成28年10月1日より施行する。
- この約款は、平成30年10月1日より施行する。
- この約款は、令和 3年 8月17日より施行する。
- この約款は、令和 4年 9月26日より施行する。
- この約款は、令和 5年 7月 1日より施行する。
- この約款は、令和 5年10月5日より施行する。